

がれき処理を国が代行

政府案判明
あすにも決定 費用は市町村も負担

宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県148市町村。市町村長から要請があればがれきの収集・運搬、リサイクルを含む処分まで国が直接代行できると規定。引き受けるかどうかは廃棄物の処理体制

や専門的技術の有無、広域的処理の必要性などを考慮して判断する。処理費用は、現行の震災がれき処理の国庫補助率（自治体財政に応じて50〜90％）に相当する分を除いて、市町村が負担するよう要請。市町村の負担分は後で地方交付税で賄い支拂うとしている。

震災がれきは岩手、宮城、福島3県の沿岸部だけで阪神大震災（1400万ト）をはるかに上回る2183万トが発生。8月末までには多くの地域で住宅地周辺のがれきを取り除かれる見通しだが、焼却や埋め立て、リサイクルなどの処分が今後の課題となっている。

東日本大震災の津波などで発生した大量の災害廃棄物の処理を加速するため、政府が今国会に提出する特例法案が6日判明した。市町村の事務であるがれき処理を、被災自治体の要請を受け国が直轄事業として代行できるとする内容で、8日にも閣議決定する。

ただがれきの処理費用は、道路などの公共事業と同様に、市町村に一定の負担を求める内容。自民、公明など野党側は全額を国が賄うとする法案を提出しており国会審議での争点となりそうだ。

国による代行は、震災直後から自治体側が強く要望。政府は補助金のかさ上げと地方交付税による支援で自治体の負担は実質ゼロになるとして慎重だったが、処理の遅れに対する批判の高まりを受け、震災から約4カ月たって方針転換した。

特例法案の対象は、大震災で被災した青森、岩手、